

食安輸発1204第1号
平成21年12月4日

各検疫所長 殿

医薬食品局食品安全部監視安全課
輸入食品安全対策室長
(公印省略)

モニタリング検査の強化について
(米国産ピスタチオナッツ及びその加工品)

平成21年度輸入食品等モニタリング計画については、平成21年3月30日付け食安輸発第0330008号に基づき実施しているところです。

今般、モニタリング検査の結果、米国産ピスタチオナッツにおいて食品衛生法違反の事例があったことから、下記により検査等の実施方よろしくお願いします。

記

1 対象食品

米国産ピスタチオナッツ及びその加工品（簡易な加工に限る。）

2 検査項目及び検査頻度

(1) NICHOLS PISTACHIO が包装又は輸出した1の食品が輸入届出された場合は、貨物を保留の上、輸入者に対し、アセタミプリドに係る自主検査を実施するよう指導すること。

(2) 1の食品について、残留農薬（アセタミプリドを含む。）に係るモニタリング検査の頻度を30%に引き上げて対応すること。

なお、自主検査について、登録検査機関において対応できない場合にあつては、対応可能となるまでの間、行政検査にて対応すること。

(参 考)

1. 品 名：生鮮ピスタチオナッツ
2. 原 産 国：米国
3. 製 造 者：NICHOLS PISTACHIO
4. 検査結果：アセタミプリド 0.05ppm（基準値：0.01ppm）
5. 検 疫 所：横浜検疫所（届出受付番号：第29013485850号1欄）
6. 輸 入 者：株式会社 吉田号